

## 【臨時休校等に関して】

台風等による臨時休業等について 災害その他のやむを得ない事情により、生徒の登校が不可能なとき、また教育の実施上特別の事情があるときは臨時に授業を行わないことがある。

なお、午前6時以後、市町村、島を除く東京23区に大雨警報・洪水警報・暴風警報・大雪警報のいずれかが発令された場合の授業の取り扱いは、次の通りとする。

- (1) 午前8時の時点で解除されている場合、午前10時30分登校（短縮40分授業の場合は、午前10時10分登校）とし、3校時より通常の授業を行う。
- (2) 午前8時の時点でも発令中である場合、休校とする。
  - ※1 居住区のみ警報が発令された場合、当日の欠席等については考慮するので、危険な状況の中、登校することがないようにすること。
  - ※2 警報が解除された場合でも、安全に十分気を付けて登校すること。